



2/24現在	数
技能者登録	3314
事業者登録	979
技能者助成給付	2838
認定登録機関設置	27

「建築大工」に限り、組合員なら直接JACに加入しなくとも受入れ可能

## 「特定技能」外国人受入れ事業始まる

### 全建総連が「建築大工」で開始

「特定技能」外国人制度が昨年、発足。「働いている実習生に長く働いてほしい」との要望に、「建築大工」職に限ってですが、組合として受入れ希望に応えることが可能となりました。

#### ◆「特定技能」外国人受入れ事業とは

外国人実習生等の「奴隷労働」の実態が問題となり国に向けて組合も改善要求し、対策として「特定技能」制度が始まりました。

①低賃金雇用によって環境をゆがめる者の排除、②「生産性向上」と国内人材確保を推進、③労働関係法令遵守と特定技能外国人との相互理解・文化習慣尊重を目的に、(一社)建設技能人材機構(JAC)が設立され、全建総連もその会員となり昨年より、新しく「特定技能」外国人の受入れ事業が始まりました。

#### ◆対象外国人は在留資格「特定技能」

「特定技能」(建設業は18職種)は、「担い手確保」[＝雇用]を目的とするので、「技能移転」を目的とした在留資格の「技能実習」[＝研修、建設業22職種。1号<1年>→2号<2年>帰国→3号<2年>帰国、最長5年間研修]とは全く異なる在留資格です。

対象は、①試験合格者[海外の学校などで職業訓練を受け日本語を習得し、試験合格(技能検定3級・日本語能力試験N4など)により「特定技能」1号となり、来日する外国人]。

もうひとつが、②試験免除者[(1)「技能実習」3号、または(2)「技能実習」2号を良好に修了した実習生、及び(3)建設就労者受入事業の在留資格「特定活動」(2022年度事業終了)の外国人]です。

さらに、「特定技能」1号で雇用され、5年を経験し、試験合格により「特定技能」2号(永住・家族帯同が可能)が取得できます。

#### ◆受入事業所はCCUS登録などが義務

受入事業所は建設業の許可をもち、CCUSを登録し、月給制・同一技能同一賃金・昇給等の「働き方」を整備することで、国内人材の半数以下まで外国人雇用が可能となります。

#### ◆「建築大工」、組合員なら会費は無料

「特定技能」の受入事業所はJAC加入が義務であり年会費24万円が必要ですが、全建総連がJAC会員のため、傘下組合の組合員で「建築大工」職での受入事業所は会員扱いとなり、無料です(受入負担金は必要)。さらに対象外国人も組合加入が必須となります。

他職種又は組合加入を望まない事業所は、対応する各団体に加入するか、JAC会員となる必要があります。受入れて雇用したい事業所はJACの個別相談会を下記のHPから申込みのよいでしょう。

<https://jac-skill.or.jp/qa.html>

#### ◆国交省提出書類に組合員証明が必要

採用が整った事業所は、JACの援助も受けて雇用契約を締結。国交省関東地方整備局へJAC会員証明(「全建総連組合員事業所証明」)を添付した「特定技能受入計画」を、法務省東京出入国在留管理局(立川に出張所がある)へは「在留資格審査」を申請します。

#### ◆東京土建では実務を技対部が担当

この実務は、技対部で対応し、2月4日に担当者研修(WEB開催)がありました。

支部では、①「全建総連組合員事業所証明申請書兼誓約書」と初回受入負担金(3万円×1人5千円)の振込領収書控と、「特定技能」外国人の組合加入を受け、②受入れの「行動規範」を事業主に説明・確認し、③技術センターへ書類をメール送信[技術センターは「本部委員長印」を捺印し全建総連へ送信、全建総連が「全建総連組合員証明書」を事業

CCUSニュースは、本部HPトップ画面最下の「管理者用」内にすべて掲載してあります。参考にしてください。

所へ送付]。④その後、事業所はJACから受入負担金(1人月2万円～1万2500円)を請求され、払い込みます。本部技対部では半年ごとにDアーチで組合在籍を確認し全建総連に報告します。

外国人就労を労働者としての権利が確保される雇用関係にしていく大切な実務となります。

## 運営協議会運営委員会が開催 20年度目標達成見通し

CCUS運営協議会の運営委員会が1月29日に開催され登録・利用状況を確認し、2020年度の事業者・技能者・就業履歴(カードタッチ)の登録数は、目標値(低位推計ベース)を達成できる見通しです。2次以下の下請業者、地方圏の事業者、小規模現場での普及と登録後の利用促進などの課題が明確となり、年度末に開催される運営協議会総会で、新年度事業計画として方針を示す予定です。

CCUS登録料等の引上げを決めた2020年9月の協議会総会では、23年度からの単年度黒字化をめざす「低位推計」による登録推進を確認済みです。同推計の20年度の目標値は累計で登録事業者数7万社、技能者数50万人、カードタッチ720万回となっています。

## CCUSを市区町村に 国が直接働きかけ

国交省・総務省は、1～2月に都道府県ごとに管内市区町村で開催される公共工事契約業務連絡協議会に参加し、自治体発注工事で適正な工期設定・価格契約や建退共電子化等のため、CCUS活用を呼びかました。

また、2月19日国交省発表の引上げ9年連続となる公共工事設計労務単価について、業界紙によると団体・自治体等へはCCUS登録指導、現場へのカードリーダー設置なども要請しています。

業界全体が2023年の完全活用にむけ大きく動き、公共工事では設計段階からCCUS登録が確認されるようになります。社会保険の完備もそうだったように、時間はかかっても普通のことになっていきます。この動きを早く仲間に知らせ、登録を推進し、働く仲間の処遇改善につなげていきましょう。当面は支部全体で登録を呼びかけ、周知徹底をしていきましょう。

## たまにある登録実務の相談⑬

一人親方だという19歳の若者が登録に来た、どのように登録したらいいか？

一人親方は独立自営の熟練技能者と言え、施工体系図に事業者として記載され、下請次数が明確になります(日建連の重層下請構造改善方針では下請は3次まで)。

全建総連も委員を出す国交省「一人親方検討委員会」は、能力判定でレベル3以上、経験10年以上が必要との資料を出しています(3月までに検討がまとめられる予定)。レベル3に最速で到達しても21歳、18歳から経験10年とすると28歳となり、19歳の一人親方はありえません。

18歳未満=年少者は特別教育等が必要となる危険作業は労基法で禁止され、特別教育の資格を取得したとしても作業禁止で事業主が罰せられます。レベル3は経験3年以上(5年、2年の職種もある)であり、一人親方は現場施工管理力等を示す職長や作業主任者などの資格も取得することが必要で、管理命令下で作業する者は被雇用者であり一人親方ではありません。本人から就労実態をよく聞き、雇用関係だと確認できたら技能者登録のみとします。健保・雇用保険取得が権利保障されていることなど、労働者としての自覚を促し青年部加入も呼びかけましょう。

事業主には労働者の地位・賃金を保障することや安全衛生関係の教育は事業主の義務であり、経営にもよい効果を発揮すると説明し、健全な雇用関係を保てるよう丁寧に相談しましょう。疑問点は制度改善要求につなげ、組合運動への理解を得ることは大切な労働組合活動でもあります。

### 技能者登録推進助成金

東京土建ではCCUS技能者登録推進のため、技能者カードを取得した組合員を対象に、助成金の給付を行っています。組合員ならば全員が対象になる制度となりますので、取得した方は必ず申請をして下さい。

申請方法はこちら↓

組合事務所にある申請用紙に記入して、カードの写しを貼り付けたものを荒川支部事務所へ提出して下さい。窓口で現金給付します。(郵送・電話・メールでの受付はできません。)

- 申請期限・・・2021年12月(1年延期になりました)
- 助成額・・・1人2,000円

荒川支部『おれたち』2021.1